

「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」の運営について

課題 ～ 「地域包括ケア」の実現に向けて

高齢者保健福祉計画の進行管理（重点：認知症高齢者支援の推進・在宅療養体制の充実・高齢者総合相談センターの機能強化の推

第5期介護保険事業計画の進行管理（視点：介護給付適正化のより一層の推進）

計画の推進体制

高齢者保健福祉 推進協議会

- ◆設置目的 ⇒ 平成24年度から平成26年度の「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の進捗状況の把握及び見直しの検討を行い、高齢者保健福祉施策の推進を図る。
- ◆設置期間 ⇒ 平成24年7月25日 ～ 平成27年7月24日
- ◆委員構成 ⇒ 学識経験者、弁護士、医療・介護関係者、民生委員、ボランティア、区民代表等 **計20名**
- ◆所掌事項 ⇒ 次の事項について検討し、意見を述べる。（1）計画の進捗状況把握に関すること （2）次期計画の策定に関すること （3）「作業部会」の設置に関すること
（4）区民・介護事業者向け調査の方針の検討及び結果の分析に関すること



提示・報告



意見・報告

区の体制

高齢者保健福祉 推進会議

- ◆委員構成⇒副区長（会長）及び部長級・課長級職員 **計18名**
- ◆所掌事項⇒計画における高齢者保健福祉施策の総合調整に関すること



高齢者保健福祉 計画連絡会議

- ◆委員構成⇒福祉部及び健康部の課長級職員 **計 5名**
- ◆所掌事項⇒計画における保健と福祉の施策の連携・調整に関すること



高齢者保健福祉 計画調整部会

- ◆委員構成⇒福祉部及び健康部の係長級職員 **計17名**
- ◆所掌事項⇒計画における各施策の検討に関すること

新宿区高齢者保健福祉 推進協議会 作業部会

- ◆設置期間
平成25年度～平成27年7月24日
- ◆委員構成
高齢者保健福祉推進協議会委員から
11名選任
- ◆所掌事項
 - ・調査の実施に係る検討及び作業
 - ・計画の策定に係る検討及び作業